

第6回新たな公益信託制度の施行準備に関する研究会

議事録

内閣府公益認定等委員会事務局

第6回新たな公益信託制度の施行準備に関する研究会

日時：令和7年7月24日（木）13：00～15：14

場所：虎ノ門37森ビル12階 会議室（Web会議併用）

【出席者】

参 与：生野参与、大塚参与、岡本参与、黒田参与、溜箭参与、林参与、藤谷参与、
松前参与、湯浅参与、吉谷参与

事務局：高角局長、大野次長、魚井課長、中山法令基準室長、豊福企画官代理

【議事次第】

1. 開会

2. 議事

(1) ガイドラインの検討に関する討議

第1章（基本的事項（総則））

第2章（公益事務該当性の判断）

第3章（公益信託認可基準等）

(2) 財務規律・会計について（今後の検討方針）

(3) ワークショップ・調査研究について

3. 閉会

○湯浅座長 それでは、定刻になりましたので、ただいまから第6回「新たな公益信託制度の施行準備に関する研究会」を開会いたします。

参与の皆様におかれましては、大変お忙しい中御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

それでは、まず事務局から事前連絡をお願いいたします。

○豊福企画官代理 本日の参与の出席状況について御報告させていただきます。

大塚参与、藤谷参与、松前参与がオンラインで御参加の予定です。

弥永参与は御欠席となっております。

また、事務局の鈴木法令基準準備室長の異動により、中山法令基準事務室長が後任になっておりますので、お知らせいたします。

今回、会議室ではお一人に1台ずつマイクを設置しておりますので、参与の皆様におかれましては、御発言の際にはマイクのスイッチをオンにいただき、御発言が終わりましたらオフにさせていただきますよう、よろしくをお願いいたします。

続きまして、本日の研究会の留意事項をお伝えいたします。

資料といたしましてガイドライン案イメージを添付していますが、これはイメージを持って議論いただくための参考資料でありまして、検討漏れや不十分・不適切な表現等がある可能性があるものとして提示しております。研究会の議論を踏まえて全面的な見直しを予定しております。なお、検討漏れの論点、ガイドラインの表現ぶりや記載内容について御意見等があれば、別途書面で御提出いただければ、適宜対応してまいりたいと考えております。

以上を踏まえて、研究会においては、提示した論点について簡潔にコメントいただきますよう、お願い申し上げます。

○湯浅座長 ありがとうございます。

それでは、議事に入りたいと存じます。議事次第に従って議事を進めてまいりたいと存じます。

まず事務局から「(1)ガイドラインの検討に関する討議」の「第1章(基本的事項(総則))」につきまして御説明をいただいた後、出席者の皆様から御意見をいただければと存じます。事務局は簡潔に御説明をお願いいたします。

○大野次長 事務局でございます。

まず第1章(基本的事項)につきましては、公益認定等ガイドラインに則して書いていきたいと思っておりますが、論点を幾つか挙げさせていただいております。

まず軽量とは何かということですが、これは前回も多少議論いたしました。ただ、こちらにも具体的にどういう効果があるか、今回の議題ではないのですが、次回以降、

定期提出書類等の議論が入ってまいります。そこで何がどういうことになるのかということと併せて議論するのが適切ではないかということで、今回はこのように置かせていただいております。

続きまして、11ページ、基本的事項として公益信託関係者の責務がございます。公益法人の場合につきましては、昨年の法律改正によりまして、公益法人の責務というのが入っております。そういった中で公益信託についてもどうしていくのか。法律上の規定は入っていないところではございます。

これは責務として具体的に何を書くか、書かないかに加えまして、我々として公益信託というものを自主的に改良といいますか改善を繰り返していくものとして捉えるか、それとも信託行為に従って粛々と事務を遂行するものとして捉えていくのか。最終的には信託行為の定め方によるということではあるのですが、どちらの見方を中心にこのガイドラインを書いていくのかにもかかわってくると思っております。

私からは以上でございます。

○湯浅座長 ありがとうございます。

ただいまの御説明につきまして、皆様から御意見、御質問をいただきたいと存じます。御意見、御質問がある方は挙手をお願いいたします。オンラインで御参加の方も、御意見がございましたら挙手ボタンでお知らせいただければと存じます。いかがでございましょうか。

岡本参与、お願いいたします。

○岡本参与 ありがとうございます。

今、御説明がありましたように、軽量の内容については、全体の義務がこのぐらいというのがあって、軽量要件があるとそれがこのぐらい下がるということが明確になると、軽量要件をどれぐらいにしたらいいかということもよりはっきりしてくるというので、連動しているかと思うのです。

前から僕は言っているのだけれども、軽量だけではなくて、より大型についても段階分けしてはどうかということで、今回、僕は意見書を出しておりますが、8ページを見ていただくと、イギリスの事例ですけれども、法人も含めてですが、6段階やっておられます。ここで監査と要検査に分かれていますけれども、要検査というのは、監査はオーディットなので、いわゆる監事のレベルでいくと2万5000ポンド以下の場合には要検査とはなっているけれども、オーディターはいないという形でのやり方になっているということで、どのぐらいの規模にするかということについては、状況の違いもあるいろいろなことがあると思うので、信託財産の規模と収入支出の額とかによっても変わってくると思いますし、違ってくるというのが前提なのですけれども、段階的にしないと大きいほうでは例えば信託報酬の議論や管理事務割合の経費の割合ということでの3割の問題についても、1000億円のところと500万円のところを同じにするというようなことはほとんど不可能な状況だと思うので、その辺りを考えて、軽量と段階について、それぞれについてどういう規制に

していくのかの全体像との関係で類型を分けていくことが必要だということについて、今までも言ってきているのですけれども、再度意見として出させていただきたいということです。これが1点です。

それから、僕はいっぱい書いているので、全部は言わないのでやめますが、もう一点、今の野野様の御説明との関係で、どういう形のガイドラインにするかということで、実は今回のもので事務と事業の概要の説明がガイドラインで注記でありました。小さいから事務だという話がありましたが、そういう意味での事業概念が全体としてこのガイドラインで統一されているかということ、統一されていないのではないかなと思いました。それから、寄附の概念についても実はそうではないかなと思いました。

寄附とか事業の概念、事務の概念、それから今回の場合は恐らく委託者とか受託者とか信託行為というのも普通の人を読んだら分からないと思うのです。寄附行為だって分かりませんよね。学校法人の寄附行為というのも分かりにくいと思うので、そういう意味でいくと信託に特有の用語についての説明も入れて、用語説明の領域を作ったりとか、それから信託の基本的な形はこうなのだというについての説明というのは、前に一般的な説明は必要ないという記述があったかと思うのです。けれども、非常に基本的な図式をスピリットとして、プリンシプルという言葉がこのガイドラインに出ていましたけれども、そのプリンシプルの問題がとても大事だと思うので、そこは一定の範囲内で入れることに私は賛成です。

野野様からそれを入れるか入れないかという趣旨の発言があったので、僕は入れる方向でしたほうが全体として分かりやすくなっていいのではないかということで、関連用語説明も入れたらどうでしょうかという意見です。

まずそれだけにさせていただきます。ありがとうございます。

○湯浅座長 簡潔な御提案ありがとうございます。

では、事務局から御回答をお願いいたします。

○野野次長 段階的な規制につきましては、私どもも考えていきたいといいますが、おいおい御提案させていただければと思っておりますし、今回の経理的基礎の部分についても一部お出ししているというものでございます。なかなか段階規制ありきでやっていくというのもなかなか難しいところがありますので、個別の基準に即して、どういうことがあり得るのか、公益法人の運用との整合性なり、それから信託の特性を踏まえて、どういうことがあり得るのかということを考えていきたいと思っております。

非常に柔軟であるというのを強調し過ぎると、基準を設けづらくなってしまいますけれども、ある程度割り切りも必要かなということについては、私も思うところがございますので、御相談させていただければと思います。

○湯浅座長 その他の方。林参与、お願いします。

○林参与 林です。

一言だけ、軽量について御検討いただくことは全然賛成というか、いいことだと思うの

で、中身のことというよりも、規模に応じてというか、オーバースペックにならないようなところで設定していただきたいなと思っているので、抽象的な希望だけしか申し上げませんが、軽量の小規模の人たちもある程度積極的に公益信託を使って、そのことによって積極的な制度の利用というか、広まるようにと思っているので、その点、御配慮いただいとと思っています。それだけです。

以上です。

○湯浅座長 ありがとうございます。

その他の参与の方、オンライン参加の方も含めまして、何かございますでしょうか。

大塚参与、お願いいたします。

○大塚参与 ありがとうございます。大塚です。

既に意見書を提出し、共有されていると思いますので、それ以外の点について一言だけ申し上げます。

軽量の定義についてです。事務局の御提案では、の軽量の定義を3つの要件から考えるとされており、1点目については賛成です。ただし、この軽量という概念が後々どう使われるかということを考えますと、今回のガイドラインでは一つの考慮要素程度の位置づけだったかと思いますが、後々会計であるとか、書類の作成であるとか、そういったところに利いてくるといたしますと、ある公益信託が軽量かどうかというのが一義的に決まることが必要なのだらうと思います。特に②や③の要件については、運用によっては必ずしも一義的に決まらないということにもなりかねませんが、そのようなことがないようにして、自分が受託者となっているこの公益信託が軽量の公益信託に当たるのかどうかを簡単に判断できるようにガイドラインを仕組んでいくということが必要になるのかなと思います。

以上です。

○湯浅座長 大塚参与、ありがとうございます。

では、事務局から御回答をお願いいたします。

○大野次長 軽量につきまして、なかなか用語としても分かりづらいところがあるかと思っていますので、できる限りガイドラインにおきまして分かりやすいように書いていきたいと思っています。特に単一性のところについては、私どもとしては、公益法人の世界では公1、公2と呼んでいますけれども、経理を区分してやらなければいけないような事業のまとまりが複数あるようなものについては単一ではないというようなことを言っていますが、単一という言葉がそれをイメージできるかどうかというのは、ちょっと距離がありそうな気がしまして、言葉の使い方も含めて、より工夫を進めていきたいと思っています。

○湯浅座長 ありがとうございます。

皆様、いかがでしょうか。どうぞ。

○大塚参与 ありがとうございます。

できる限り簡便にということで、お願いいたします。

あと、もしかしたらガイドラインを簡便にするというよりも、公益信託の認可をする際に、この信託は軽量ですよとか軽量でないですよといったことを何か申し添えることができれば、特に問題は生じない可能性もあるかなとは思っていますので、どこで対応するのかということも御検討いただければと思います。

○湯浅座長 ありがとうございます。

そのほかの参与の方、何かございますでしょうか。

なければ、このテーマはこの程度とさせていただきます。

続きまして、第2章（公益事務該当性の判断）について、事務局から御説明をお願いいたします。

○大野次長 御説明させていただきます。

第2章（公益事務該当性の判断）につきまして、これも基本的には公益法人のガイドラインをベースに書いているところがございますが、公益信託特有の話としては、信託行為と申請書記載事項あるいは実際の業務との距離感をどう捉えていくのかということについては整理しておく必要があるかと思っております。

公益法人の場合は、定款で事業が定められていても、実際にやっていないというようなことがそれなりにある。あるいは、将来的にやるのだけれども今はやらないということも行われていると。そういったものと、定款で信託行為に定められたこと、公益事務を実施するという公益信託との関係をどう捉えていくのか。信託行為に書かれている事務をやらないということがあり得るかどうか。そういったことも含めて整理をしていくことが必要ではないかと思っております。

公益法人に関していきますと、申請書に記載すべき事項というのは、去年のガイドライン見直しでかなりすっきりさせたつもりではありますので、うまく書けば、柔軟性を確保しつつ、明確な委託者の意思を明らかにすることができるということになる一方で、そういった規定をうまく書くというのが実務的には難しい場合もあるかもしれないなど。そこを申請書の記載事項と合わせてどう実務的に取り扱っていくのかというのがガイドラインの課題になるかと思っております。

細かい話は既に事前に説明しておりますので、省略いたします。

○湯浅座長 ありがとうございます。

ただいまの事務局からの御説明に関しまして、何か御質問等々ございますでしょうか。12～13ページですね。

岡本参与、お願いいたします。

○岡本参与 13ページについても、書き方について、以前から決定事項と推奨事項を分けてほしいということについては、今回もガイドラインのいろいろなところで、例えば僕の意見書だと5ページですけれども、どのような事業を行うかについて明確に定めることが求められるというというのは、法的義務なのか、そのほうがいいのか、僕ははっきり

り読めていないので、その辺りは、書いている方は意識をされて書いておられるのではないかなとは思いますが、より明確になるように、法的義務と推奨事項は明らかに違うということが読めるようにしていただきたいということが1点です。

実施しない話については、これもなかなか難しいと思うのだけれども、DAFとの関係が出てくるのではないかなと私は考えています。DAFの話については、どうも今後、調査事項の中にもDAFの話が入っておりました。だから、DAFの議論があるのかもしれないので、アメリカの中なんかの場合だと、資産を出した後に、相当先に実施するということについて、いつ実施するかについても委託者のアドバイスがあるという形があり得るわけです。そうすると、いつ実施するかということについての裁量権をどういう形で設定するかというか、誰がそれをいつどのようにできるかという話についても、DAFとの関係の議論が出てくると思います。

もう一点は、残余公益信託でしたか。例えば初め例えば100万円出しますと。細々と事業をしますと。けれども、10年後、20年後に自分自身の財産について一応金額として出した上で、出しますというふうな時期を区切るという形でのやり方をするという可能性も、僕は今、70歳ですけれども、90歳まできっと生きていないから、20年後にやりますと出したらどうなるかということもあるかと思うのです。だから、今言ったようにDAFの問題とか、それから残余公益信託の問題とかと微妙に関連してくるのではないかと思うので、そんな簡単にはいきませんよと答えられるのではないかと思うのだけれども、規制の書き方によっては微妙に関連してくるのではないかと思うので、その辺りについてどういうふうにお考えかお聞かせ願えますでしょうか。

○湯浅座長 岡本参与、ありがとうございます。

では、事務局から御回答をお願いいたします。

○大野次長 御指摘のとおり、規制の在り方によっては関連し得るといいますか、そもそもDAFについては、制度というよりも公益団体側の工夫であると理解してございますので、行政の側でどこまでできるかというところはあろうかと思えます。

公益信託固有の問題というよりも、公益法人、公益目的事業において寄附者がどの程度関与することができるのかと並ぶ問題だと思っております。今回のたたき台の中には、いわゆる導管寄附の話も書いております。この場合は受託者が主体的に判断するとしております。これは実はアメリカのDAFも、公益団体側が判断するという建前は変わっていないはずです。そこに寄附者の意向をどれだけ反映することができるのか。一般的な意向は信託の目的という形で反映させることができます。加えて、例えば運営委員会に寄附者なり委託者なりが参加することができるか否かについては、今のところ何も書いていません。それは禁止はされないとは考えておりますが、どこまでが限界であるのかというのはもう少し考えていきたいとは思っております。

それから、残余公益信託の話でございますけれども、段階的に信託財産を抛出するというニーズがあるということは理解しております、それを一切否定するわけにはいきませ

んけれども、一番最初にちょっとだけ出しておいて、残り90%が10年後、20年後死んだら出すとかいう話では、そもそも経理的基礎、技術的能力、ガバナンスの問題としても全く議論が変わってくる可能性もあります。どこまでできるのかということについては個別具体的な話で考えていく必要がある中で、ガイドラインにある程度のことができるように書いているつもりです。これでいいのかどうなのかということについては、さらに御意見をいただければと思います。

○湯浅座長 ありがとうございます。

その他の参与の方、何かございますでしょうか。

林参与、お願いいたします。

○林参与 そんなシリアスなつもりで言うのではないのですけれども、1つは意見のメモにも書かせていただいているのですけれども、受益対象者の言葉についていろいろな広がりがあると思ったので、そこをもうちょっとはっきりしたほうがいいかなと思ったのです。受益者はいないのだけれども、受益者は私益の場合でも権利だけ取って義務は一方的には付加されないという前提があるから、そうすると公益信託になったとき、すごく広い意味の受益者というのは、美術館に行く人とかそういうレベルの人もいるのでしょうか、現に例えば助成金とかを受け取る人に対して、受け取れる代わりに義務を課すということがいいのかどうか、どういう義務なのかにもよるかもしれないし、確かにここに書かれているのは、お金を受け取った以上、ちゃんとそれを使っていますとか、勉強しますとか、そういう趣旨を報告しろという、そこは十分理解できるのですけれども、義務というのか、条件というのか、そこの貸し方は何かあるなどと思って、法的な意味で可能かどうかというのは、それもある種の契約ベースだから可能なのだと言うかもしれないのですけれども、若干気になったということが1点です。

それから、さっき寄附の話も出たのですけれども、寄附の位置づけというか、信託行為によるものなのか、それではないものなのかとか、その区別は、私としてはある程度意識して書いていただいたほうがいいのではないかなと思っているので、今あえて申し上げるとすれば、それがもう一点かなと思います。

以上です。

○湯浅座長 ありがとうございます。

事務局から御回答をお願いいたします。

○大野次長 受益対象者、この言葉をどうするかというのは、いい言葉があれば教えていただければと思います。

先ほどの美術館の鑑賞者なんていうのも当然入りますし、公益法人のあらゆる事業をやって、その利益を得ているのは誰なのかということ、そういうものを幅広く含めて受益対象者ということで今のところ呼んでおります。

それから、義務なのですけれども、公益法人でしばしば問題になるのは、例えば奨学金を受けたら特定企業に就職しなさいなんていうことをやるのは、それはもう公益とは言え

ませんねというようなことを言っているわけですが、成績を報告しなさいというのはあるでしょうし、例えば学生寮をやったら、その寮を使うに当たっての義務なんていうのは当然発生するかと思いますから、そこに不当な義務は入ってはいけませんというようなこともあるでしょう。そういった意味の議論だと思っております。

○湯浅座長 寄附の件はいいですか。

○大野次長 法律上は、追加信託も、あるいは信託も含めて寄附という言葉で使われているということもあります。その一方で、委託者の立場を持つ信託と寄附というのは分けなければいけないときもあって、そこで若干の混乱が生じている可能性があり、そこは気をつけなければいけないとは思っております。

○湯浅座長 ありがとうございます。

その他の参与の方、何かございますでしょうか。

オンラインで御参加の参与の方、いかがでしょうか。

岡本参与、お願いいたします。

○岡本参与 今、僕の言った質問に対してお答えいただいたので、現行の法令上、さっき言ったような残余とか指示の問題についてはかなり幅があるということで、法令で禁止されていないものをガイドラインで禁止するというのはなかなかできないというのが原則だと思うので、そうするとできる可能性はかなりの程度あると。法令の規定をどこまで規制的に読み込むかという範囲はあるとは思いますが、例えば10年間ずっと運用だけをして、委託者が財産を増やしてくださいと。増やした後で、10年後にしてくださいと。そうすると、増やす間は運用したときの収益に対して税金がかからないという形に、10年後に自分で運用して、10年後に寄附したら、その収益に対して税金はかかるけれども、中にいるときはかからないから、それで10年間を増やしてやってください、その後から事業をしてくださいということも、法令上禁止されているとは読めないのではないかなと思うのですけれども、いかがでしょう。

○湯浅座長 ありがとうございます。

事務局から御回答をお願いいたします。

○大野次長 それは次回以降、財務規律ということの話と関わってくる問題だと思っております。

今、指定正味財産であっても、単に持っておいてください、ずっと持っておいてくださいというのは許されないという形です。控除対象財産として許されないという形にしております。例えば、指定寄附資金として、特定の用途に使うという目的で置いておくというのは構わないのですけれども、5年なり10年なりの間に使われるために待機しておくという整理が必要になってまいります。その限界がどこなのかにつきましてはなかなか微妙なところもございますので、引き続き検討が必要かと思えます。

○湯浅座長 岡本参与、ありがとうございます。

林参与、お願いいたします。

○林参与 もう一点だけ、合議制機関のことで書きぶりがというところで気になっているところがありまして、意見のところにも、第2章の17ページというところで書かせていただいたのですけれども、ほかのところでは大分配慮されていて、適正な取組とかそういうものための一つの方法として合議制の機関は考えられるという趣旨のことは書かれているのですけれども、第2章の17ページの上のところもそうなのですが、何か所か合議制の機関が必要だというトーンで書かれている部分もあるので、それは個人的には必要だというトーンで言うのは言い過ぎなように思うし、それに引きずられるかもしれないので、もちろんいろいろパターンがあって、合議制の機関を採用することも一つ有効な方法だというトーンで書かれて、合議制の機関がないならばないなりに、全体を工夫していて、適正を図ろうとしているのが見えるのであったらそれでもいいと思うので、そのニュアンスが分かるように書いていただきたいなと思ったので、それだけ。第2章の17ページのところとか、気がついたところは指摘するので、その点、御配慮くださいということです。

以上です。

○湯浅座長 ありがとうございます。

ちょっと先のテーマかもしれませんけれども、ありがとうございます。

先のところで話しますか。どうしますか。

○大野次長 合議制機関の話でございます。

気をつけているつもりではあるのですけれども、幾つか特に資産運用のところかと思いますが、資産運用が安全資産でない場合にどういった体制が必要なのかというのは、正直私も結論が出ていないところであって、個人が例えば経験を持っていたからといって、それでいいのかということは議論が必要だと思っています。国会の議論でも、個人が一人だと間違えることがあると。合議でやるのが重要なのだというようなことをおっしゃる方もおられました。資産運用、これもやはり規模の問題なのかもしれないのですけれども、安全資産以外で運用するというような判断を、ある人が優秀だったら、銀行マンだったらそれでやっていいのかということは、論点としてはあるのかなという気がしています。ということで、資産運用の部分についてはちょっと強めに書いているのですが、正直私も自信を持って書いているわけではございません。

○林参与 分かりました。ありがとうございます。

論点によってというのは、ニュアンスというか意図はそれなりに理解しているつもりで、第2章の17ページのところは選考だから、受給者を選ぶときだったりとか、何らか選ぶときはどうかという論点のことだったので、それについては違う書き方があるのではないのかと思ったから、意見としては書かせていただいています。おっしゃるように、論点によってというか、重い軽いもありそんなこともありますけれども、私は比較的小規模のものだったらどうなるかというのを見ているので、選考のところなんかは若干引っかかっていることなので、また御配慮ください。

以上です。

○大野次長 承知いたしました。ありがとうございます。

○湯浅座長 岡本参与、お願いします。

○岡本参与 非常に重要な問題で、合議性機関を非地位的なものにするという条件が出てくる可能性があって、ほかにも信託管理人を3人にするという記述がどこかにありましたね。だから、信託管理人を複数化したり、それから合議制機関を必置にするという、信託の本来のよく言うのではないですか。理事会がなくて済みますねとか、そういうような意味で軽量・軽装備ですということと機動的に運営できるということと違った形で、このガイドラインの中でそういう機関設置を求めるということになっていく傾向が出てきていると思うのです。

これについては、それぞれの論点で何が必要な場合にどうするかということでお考えになっておられるというのは非常にある意味では誠実で真摯な在り方と僕も思っているのですが、さっきの軽量問題とか規模問題もそうなのですが、全体としてどういう類型があるのか、規模があるのかということをお考えたほうが、私たちが例えば公益信託を設定したりする場合には、この類型でやっていこうというような形での分かりやすさが必要だと思うので、そういう意味での分かりやすさをきちんと考えていくことが必要だし、そういう合議制機関を信託の中に入れるということについては、従来ほとんど議論されていないのではないかなと。

慣行的に、従来の公益信託の中で運営委員会が必置になっていたということは、私は理解しているのですが、それは信託銀行さんがやっておられたので、配分が全然分からないから無理だよねというのはあったと思うのだけれども、資産運用についても合議制機関が必要であるとか、いろいろな形で事実上、規制機関とかさっき言った信託管理人を複数にするとか、あるいは今後受託者の共同受託の場合にはという話も出てくるかもしれないので、そういう意味で、言葉を補充する意味での合議制の機関を導入するということについて、やはり整理が必要なのではないかなという気がします。

順番に論点を読むといろいろなところに出てくるので、それを読んでいくと、ここが出てきた、ここが出てきたという形になっているので、こっちで出てくるのであれば、信託管理人を増やすという選択肢をするのだったら、信託管理人を増やすという選択肢をほかの論点でも考えてもいいのではないかなという議論も出るかもしれないです。なので、その辺りを整理しなければいけないのではないかなと思いました。

○湯浅座長 ありがとうございます。

ナラティブに書いただけではなくてということですよ。どのようなガバナンスで、どのようなリスクを取っているのであれば、どういう組織で普通あるべきだみたいな、そんなような関連性がないとなかなか判断が付きづらいということですかね。

○岡本参与 多分、合議制機関を入れるということは、非常に信託にとって基本的な問題になる可能性があるのですが、そこは整理しないといけないのではないかなというのが、さっき言った規模、類型問題との関連でも議論されるべきではないかということです。

○湯浅座長 ありがとうございます。

事務局から何かコメントがございましたら。

○大野次長 合議制機関を必置にすべきではないという意見はよく聞くのですが、それに代わるものは一体何があるのかということについてちゃんと考えなければ、結局絵に描いた餅にしかならないのだと思っています。

正直申し上げますと、合議制機関をつくるというのは非常に簡単な、一番簡単なやり方だと思っています。私どもが先生のお顔を見て、この方は能力があると判断できるのでしょうか。どうやって判断するのだということについて、特に個人について見る必要があります。問題ない場合があるだろうと言われれば、確かにそうかもしれませんが、そのために何を見て、何をもって判断するのかというのは非常に難しい問題です。行政庁として責任を持って判断するに当たって、この人は有名人で、これだけ資産を持っていて、これだけ知見があるからいいとか、そういった判断は現実的には難しい。そういった中で合議制機関というのは非常に分かりやすいやり方だと思っております。

それから、軽量・軽装備ということを非常によく言われるのですが、私から申し上げたいのは、それは信託銀行という非常に立派な機関が受託者となっているという中で、軽量・軽装備。その場合には、公益信託の中でそんな機関は要らないということであって、別に信託の本来として、公益性を担保する運営組織が軽量でいいということについて、明確な議論はないのではないかと理解しております。

先ほど合議制機関について議論がなかったということもありますけれども、法制審議会においても運営委員会について議論があった。そういった中で、最終的には法制度としては落とされたということは承知しておりますが、一人でやるよりも複数の人間がチェックする、複数の人間で判断するということが、公正性なり専門性なりを担保するということが、ある意味、ガバナンスの一番基本なのではないかなと考えています。それを破ってできる場合もないとは申しませんが、それは一体どういうときなのかということが具体的にないと、空理空論になるのではないかと思います。

○湯浅座長 岡本参与、お願いします。

○岡本参与 僕も合議制機関を一般的に否定しているわけでは全然ないので、どういう場合に導入することが必要なのかということも含めて、個々の文脈の中でこれはどうかという形でいくようなのは、ある意味でいくと、この場合はこれの可能性があるよねという話で出てきたというのは分かるのだけれども、全体としてももう少し整理をして、合議の位置づけ、例えば法人か個人かというのも、法人の場合であれば一応合議が中に入っているであろうということが想定されていて、それとの間のガバナンス上の差異の問題が議論されているところがあるかなと思いますので、その辺りを全体として整理する必要があるのではないかと趣旨でございます。

○湯浅座長 ありがとうございます。

今の岡本参与の補足に関しまして、何かコメントがあれば。

○大野次長 今回のこと以外のところもあるかと思いますが、それもいろいろと一当たりした上で、後で整理できるようにしたいと思います。

○湯浅座長 吉谷参与、お願いします。

○吉谷参与 合議制機関の話が出ていましたけれども、専門的な能力が必要なときにそれが必要なのか、あるいはそれ以外の場合でも必要なのかということがまず論点としてあるような気がするのですが、当面念頭に置くべきは専門性を要するべきだということの場合に必要かどうかということなのかなと思って聞いておりました。

専門性を要するというものの例として運用の話が出てきて、運用の専門性を受託者が信託の内部の組織としてどう持つべきなのかということについては、例えば信託銀行のような法人であれば、法人の内部に専門家あるいは専門部署があるというのが一つあるでしょうと思われま。

もう一つは、そうでなくても受託者が例えば個人であったとしても、複数人いて、複数人の中に専門家がいる。それが一人でもいいのかどうかというのは私にもよく分からないのですが、恐らく公益法人でも理事の中に一人そういう方がいらっしやるとかいうのがあるとは思いますが、そういう場合と、もう一つは、外部の専門家に対してその業務を委託するというものがあると思います。その3つのパターンのいずれを選択するのかというのは、受託者の判断ではないかと聞いていて思ったという意見とか感想めいた話で恐縮です。

以上です。

○湯浅座長 吉谷参与、ありがとうございます。

事務局から御回答をお願いします。

○大野次長 ありがとうございます。

特に御指摘のとおりというところもあろうかと思いますが、取りあえず信託銀行さんというのは明らかに運用のプロが集まっているところと理解しておりますし、そういったしっかりしたところであれば、そもそも問題にすらならない。もうちょっとレベルの低いところでどうなのかというのが議論になるかと思いますが。

その際、外部委託というのもあるのでしょうけれども、それについても、資産運用についていきなりリスクの高いものについて外部で運用する、丸投げであっても、そのことについての意思決定は誰がやるのが問題となります。信託行為に書いてあれば明確なのですが、そういった議論があり得るのではないかなと思います。

○湯浅座長 ありがとうございます。

これはいろいろ議論しながら、どのレベルで落ち着かせるかというところだと思います。ほかの参与の方、何かございますでしょうか。

吉谷参与、お願いします。

○吉谷参与 さっき、その1つ前のところで軽量の話が出ていたと思うのですが、第1章のところでも、ガイドラインについては軽量のものについて重点的に御説明を記述

するというようなことがたしか書かれていたと思ひまして、そういう意味で、私は決して信託銀行のようなものを念頭に置いたガイドラインをここでつくるべきだという話を考えたわけではなくて、あくまで軽量の場合にどういったやり方があるかという形で御説明いただくのがいいかなと考えております。

以上です。

○湯浅座長 ありがとうございます。

○岡本参与 先ほど、第何章なのかが不明確なところがあって申し訳ないです。

資産運用の話で、安全資産かどうかみたいな話があって、これは先んじていたらごめんなさい。でも、今、お話が出てきたのでちょっとだけ言うと、預貯金は安全だろうと。それもいろいろありますが、公益信託の財産については保険機構との関係で特段の扱いをするというような形での契約をつくるというぐらいまでして安全性を高めるということも可能性としてはあるとは思うのですけれども、いずれにせよ預貯金は安全だという話をして、投資信託は安全ではないという意見なのかと。投資信託は安全でしょうと。

例えば退職金をもらった普通の個人の方が投資信託をされている方もおられるだろうし、それから、もう少しリスクが高いものはどうですかとって、順番にやっていかれるので個人でやられている方はきっとたくさんおられると思うのですけれども、そういうものについて安全かリスクかという二分はできないのではないかなと思うのです。それをどうするかということについて、預貯金以外は、合議制機関をつくりなさいというような議論になると、もちろんその規模にもよるし、その資産の種類にもよるのだろうけれども、その辺りの区分けについては、非常に難しいけれどもちゃんと考えなければいけないし、委託者の側はリスクがあってもやってほしいと。リスクがあっても運用して、事業に対してと、そういう可能性も僕はあるのではないかなと思うのです。委託者の意向であるという場合はどう考えるのかというのもあり得ると思うのです。

昨日も実は助成財団センターでお話をしてきたのだけれども、例えば既存の助成財団は、基本的には資産についてはいろいろな形で運用されておられるけれども、例えばそれと切り離して公益信託をつくって、少しリスクを取って事業をしたいというようなのは、例えば複数の助成財団が一緒になって一つの公益信託をつくって、リスクを取る形での事業をしたいと考えるというのも別にあり得ることだと思うのです。個人の方でもそういうことはあり得ると思うので、リスクの取り方をどういうふうに考えていくのかというので、公益信託が使えるものになるか、使えないものになるかということの一つの条件も出てくる可能性があるかと思うので、資産運用の問題だけで、事業のほうについてもリスクのある事業、リスクのない事業とあるかと思うのですけれども、両方について、公益信託が使える範囲についての議論は、安全資産に限定した場合はこうで、そうでない場合は全て重装備にするという形の議論をしていくというのは、なかなか悩ましいところだなと思います。

○湯浅座長 ありがとうございます。

リスクマネジメントという言葉に尽きるかもしれませんが、事務局から御回答を

お願いいたします。

○大野次長 リスクを取るという話と、そのリスクに見合った体制をどう考えるかというのは別の問題とっております。そのうえで、体制があまりにも重いというような御意見は、この研究会におきましていろいろと御議論いただければと考えております。

○湯浅座長 リスクなのか、リスクの程度というのは主観が入るので、どの程度がリスクが高いと言うのかはなかなか線引きが難しいかと思えますけれども、何らかのマネジメントが対応していると。リスクが少なければそういうものは必要ない。そのようなぼやっとした線引きなのかなと思っております。

その他の方、いらっしゃいますでしょうか。

溜箭参与、お願いします。

○溜箭参与 ちょっと先なのかなと思つてためらったのですが、運用のところですよ。第3章の6ページに運用についてというところがあつて、今みたいに抽象的に委員会とかそういったことで議論するよりも、運用というのは専門性とリスクがかなり特殊なので、運用に関してより具体的なことを書いたほうが生産的なのかなという気がしました。なので、先ほどの吉谷さんの話が私は非常に勉強になるなとは思つたのですが、受託者が信託銀行である場合、あるいは受託者が助成財団から人が集まってやるといった場合、受託者が充実するというやり方もあるし、受託者はいろいろな活動をしているということであれば、委託をしていくということもある。

あるいは、さらにインパクト投資、ESG投資みたいな高度な投資をしていこうという場合には、そのためのきちんとした能力を集めていく必要が多分あると思うのです。なので、運用というのは公益の活動を維持していくための基礎になるということもあるし、特殊な能力を有するこのグループで合議制の委員会をつくりましたといつてもあまり意味がないと思うのです。豊福さんとか吉谷さんがいらっしゃるのでその2人は除外するとしても、合議制の委員会というのがあまり適するところともちょっと考えにくいところもあるので、資産運用については、6ページの四角にあるものだとまだちょっと弱いような気がして、一定の専門性を調達するということがどういったことが可能なのかというのを、これについては別出しでやったほうがいいのではないかなという気はしますが、いかがでしょうか。

○大野次長 今回あまり用意しておりませんので、もうちょっと準備してから議論させていただければと思います。

○湯浅座長 ありがとうございます。

○豊福企画官代理 運用につきまして、信託行為の中で運用という言葉があつて、規定するところがございます。第4章になりますけれども、今、準備をしている段階で、同じような問題意識を持ちながら、少し草案を練っている段階でございます。

そういう中で、投資顧問ですとか投資助言の活用というのは一つ方法論としてあろうかと今の草案の中では考えているところでございます。

○湯浅座長 ありがとうございます。

ちょっと先の議論になるかもしれませんが、よろしくお願ひいたします。

それでは、次のテーマに入りたいと存じます。続いて、第3章（公益信託認可基準等）について、事務局から御説明をお願いいたします。

○豊福企画官代理 第3章は私のほうから説明させていただきます。

資料は15ページ以下になりまして、第3章につきましては、全部で10点ほど論点を挙げております。

まず15ページは経理的基礎になってまいります。公益信託法の中では、認可のタイミングですとか、信託設定のタイミングにつきましては、特段の規定はございません。

15ページの御意見をいただきたい内容の①から③に書いていますようなことが事業計画書に書かれた場合、どのような考えをするかというのが論点になってまいります。

認可と効力の発生の時期とか、効力の発生の時期と信託の譲渡の時期とか、当初は少ない金額で始まって、後々大きく増やすとか、信託設定時の信託財産の規模に係る論点になってまいりまして、こちらが信託財産が十分かという経理的な基礎の論点となっております。

続きまして、ざっと第3章の論点だけ私のほうから説明させていただきます。16ページに3つほど書いております。

1つ目がいわゆる分別管理に関するものでございます。当然信託法の規定がございますので、その中でも第34条の別段の定めというのをどう考えますかということになります。

2点目が分別管理に関連することになりますけれども、いわゆる口座、銀行口座とか証券口座につきまして、専用の口座を求めるのかという論点になってまいります。

3点目は経理的基礎になってまいりまして、こちらのほうは情報開示の適正性という話でございます。信託財産に係る情報開示の適正性を担保するという観点で、計算書類における受託者内部のチェック、もしくは信託管理人のチェックの在り方についてどのように考えますかということです。

こちらのほうでは段階的というか、2つほどの類型を示しながら、少し考え方を整理しているところでございます。

17ページになります。こちらは公益信託に係る重要な意思決定の適正性、よく言うガバナンスが確保されているのはどういう状態でしょうかというような考え方につきまして、5点ほどの案を示させていただいた上で、こういうことであればガバナンスが確保されている体制ということで捉えたらどうかということでございます。

続きまして、18ページになります。こちらは信託管理人に関することございまして、信託管理人の任務終了後の新しい信託管理人の選任手続の考え方について、少し整理をしているところでございます。信託管理人というのは、受託者の行為を監視監督するということで、ガバナンスの根幹に関わるので、新しい信託管理人の選任については極めて重要なことだと捉えまして、こちらの方法論を少し掲げているところでございます。

19ページは公益信託と公益法人のいわゆる全体的なガバナンスですとか、機関の在り方等についての比較を少し簡単に図述しているところでございます。

20ページは、公益信託事務の遂行能力ということで、法第8条第4号に該当する部分でございます。公益信託の存続期間を通じて、公益信託事務が処理されることをきちんと確認するということが、法律上求められていることになってはいますが、存続期間というのは通常の信託商品で言う1年とか2年ではなくて、公益信託の場合は、普通に考えれば5年、10年、長ければ20年とか、そういう長期にわたっての期間になってまいります。

ただ、存続期間全体、例えば20年とかを通じて将来を予測するというのは基本的に難しくなりますが、どのような観点で見ると言うようなチェックする際のポイントを幾つか列挙しております。ここは存続期間というよりも、ある程度中長期的に見て、特に不合理がなければ容認するという考え方に立っています。

21ページ、22ページは信託報酬に関する論点となっております。全部で3点ほど掲げております。

まず1点目が共同受託、いわゆる複数の受託者がいるときの配分の考え方。

2点目が信託報酬に含まれる費用、いわゆる信託財産が直接支弁する費用と、受託者が信託報酬という形で一旦受領して、受託者がその信託報酬の中から支弁していくような費用、この費用における峻別をきちんとつけるために、信託報酬に含まれる費用の範囲というのを論点に掲げております。

最後、22ページですけれども、こちらは信託報酬におきまして不当に高額となるようなことはどのような報酬なのかということと、その場合におけるどのような状態について不当ということに当たるのかという判断の考え方を少し対応方針として掲げているところでございます。

私のほうから、第3章につきまして、事務局で考えた論点につきまして、以上のことでございますので、先生方、よろしく申し上げます。

○湯浅座長 ただいまの説明につきまして、皆様から御意見、御質問をいただきたいと存じます。御意見、御質問のある方、挙手をお願いいたします。たくさんの方のご意見をいただき、いろいろあるかと思っておりますけれども、いかがでございますでしょうか。

溜箭参与、お願いします。

○溜箭参与 私は表を作る余裕がなかったのでサボっているのですが、第3章の9ページから11ページの受託者の能力のところあまり整理されていないとおっしゃっていて、私もそうなのかなという気がしています。いろいろな例などで工夫されているのかなと思ったりもするのですが、ガイドラインの資料4の第3章の10ページ、これはたしか説明用の資料だと17ページだと思うのですが、ここのアイウエオのところ整理し切れていないのではないかなと思います。

アイウの辺りから見ていきますが、信託会社、上場会社、その他なのです。その他の後がちょっと分かりにくくなっている。

イのところ、公益法人、社会福祉法人等というのがあって、公益法人と社会福祉法人は分かるのですが、法令等（法人の基本文書を含む。）において3分の1ルールが定められている法人というのがあって、外縁がこれだけ見るとちょっと分かりにくいような気がします。

その上で、ウエオが軽量な公益信託であっていろいろとあるのですが、まだ軽量な公益信託であってというのが定義されていないということもあるので、ここもまだ分かりにくいところがある。

軽量な公益信託であってというのがどこまで役に立つのかなというのは、本当はよく分からない。軽量というのがきちんと定義されたとしてもなのですが、分かるところはきちんと分かるものとして出して行って、それ以外のものについては、こういった基準がなければいけないといったことを書いていくほうがいいのではないかなという気がします。

そうすると、信託会社というのが一つのカテゴリーとしてあって、上場会社というのがもう一つのカテゴリーとしてあって、公益法人というのがある。社会福祉法人というのがある。これはもうオーケーということにするのであれば、それで出してしまっただけではないかなと。

それ以外の法人、一般社団法人であるとか、あるいは非上場会社というのがあったりということになると思うのですが、そういった会社に対しては何を要求するのですかという書き方をしたほうが、分かりやすくなっていくのではないかなということをちょっと感じました。

非営利の法人であれば、理事会に3分の1ルールを置かなければいけないということにするのか、あるいは営利の経理の会社であっても、上場していないところにも同じような3分の1ルールを置くということを要求するのか、それはいいか悪いかというと議論の余地があると思うのですが、そういったものを示していくというほうが分かりやすくなるのではないかなというのが私の感覚です。

その上で、さらに考えていったときに、営利企業であれば、上場していればそれでいいのかということ、それもまた別の問題があるような気がするのです。営利を求めるのが上場企業なので、営利に公益のためのお金が行くということがないようなガバナンスの仕組みというのはやはりある。これは営利企業特有のリスクというものがあるので、それをある程度見ていく必要がある。

公益法人、社福は、基本的には公益に出て行くということで、そこまでうるさいことは言わなくてもいいような気がします。一般社団法人になると、公益に流れていくということと、公益以外に使われていく必要もあるので、そこに出て行かないようにするということを明確に見ていく制度あるいは仕組み、人が要る必要があるので、そういったことを示していくということになるかなと。

その上で、自然人が10人の受託者の場合と1人の受託者、どこかで線引きをして、例えば5人以上いて、それが多様であれば、それはいいでしょうと。5人未満で、パパ、ママ、

きょうだいといった感じだったら、これはきちんとした監督員がいるといった形をもう少し。私の言ったとおりに全部やれというのは、それが分かりやすいかというところとまた別な気もしてきますが、刻んでいく必要があるのかなと。軽量な、あるいは何とか等といった表現は、曖昧なところは残るのではないかなと思います。ほかの方は別の印象をお持ちかもしれませんが、私はそういった整理がここはあったほうがいいかなと感じました。

私からは以上です。

○湯浅座長 ありがとうございます。

ただいまの御意見について、コメントをお願いいたします。

○大野次長 ありがとうございます。

文章的にこなれていないところが若干ある、ある整理も十分でないところがあるという上で、どこまで区分することができるのかというのはなかなか難しいところで、信託会社、上場会社というのは、企業ですからガバナンスを確保する手段として非営利法人型の3分の1基準などの制度と、上場会社型の内部統制の整備といった世界と少しずれるところもありそうで、かつ、それを明確に定義するだけの検討がまだできておりません。さらに、果たしてそれを突き詰めていくと分かりやすくなるのかということについても、若干疑問に思っているところではあります。

あと、営利企業の場合に注意すべき点がある。そこはまさにおっしゃるとおりではあるのですけれども、当然分別管理を大前提として、かつ、営利企業あるいは受託者に対しては特別の利益を与えてはならないという観点から、プラスアルファのファイアウォールが必要なかもしれませんが、コンプライアンス、ガバナンスというところで詳細化していくということが適切か、どうするのが分かりやすいかについては検討させていただければと思います。

それから、法人のアイウエオということについても、別に一般法人において理事会を設けて3分の1ルールをつくるということのほかにも、合議制機関を設けることによって対応するという手段もありますし、その他、ここで書いてあるようなやり方で対応することもありますので、とにかく運営に関して言うと、どれか一つではなくて選択肢なのだと思います。

軽量なものなのですが、あまりここでいろいろな例を出してしまうと本当に訳の分からないことになってしまうので、まずは軽量ということを考えてみたいという考えです。※の2つ目には、軽量でない場合も柔軟にと書いていますが、考え過ぎると本当に切りがなくなってしまう中でどう書いていこうかという悩みながら、今のたたき台を作らせていただいています。

先生の御指摘を踏まえて、直せるべき点は直しつつ、修正していきたいと思いますが、どこまで修正していくべきかということについて、ほかの先生方の御意見をお聞きしたいと思っています。

○溜箭参与 ありがとうございます。

私もちょっと考えながらなのですが、例えば信託会社と公益法人と社福はもうこれでオーケーと言ってしまってもいいと思うのです。とりわけ信託会社と公益法人はもう既にそれぞれ金融庁と公益認定等委員会が見ているということもあるので、それはもうそのままオーケーと言ってしまってもいいような気がする。

他方で、やはり税の恩恵を考えながらといったときには、一般社団法人あるいは一般財団法人がどうするのか、あるいはNPO法人とかがどうするのかは大事になってくるので、それはある程度やっておいたほうがいい。

あと、自然人のコアをきちんとやっておくというのが大事なのかなという気がしているということが、今お話を伺いながら、どうシンプルに書いていけるのかなということで感じたところです。

感じたところまでです。

○大野次長 御指摘を踏まえて検討してまいりたいと思います。

○湯浅座長 少なくともこういうものであればもうオーケーだという羅列ではあるので、それ以外ですとどうしたらいいのかというのは、まだここでは触れていないということでもありますけれども、上場会社もJ-SOXが入っているので、内部統制の構築義務が課せられていて、罰則もあるということではあります。そういうところで、これを入れたというところだと思います。

すみません。大塚参与が挙手をされています。大塚参与、お願いいたします。

○大塚参与 ありがとうございます。大塚です。

今のところで私も意見書を出しているのですが、その内容を敷衍して発言いたします。

溜箭参与もおっしゃっていたとおり、この部分の記述はやや分かりづらいといいますが、全体的に何をどういうふうにするのかということが、特に審査を担当する行政庁にはやや分かりづらくなっているのかなと思います。要はそれぞれの丸が何を示すものなのかというのが整理し切れていないのではないかなというのが私の意見です。

その中で、溜箭参与のお話に出てきた話を少し検討いたしますと、ここで言われている適正な運営の仕組みあるいはガバナンスという言葉がどこまでを指すのかということがいまちはっきりしていないのかなと思います。

例えば上場会社については、もちろん自然人と比べれば、それぞれの担当者が権限を濫用する危険性というのは低いと言え、その程度ではガバナンスが整っているとも言えるかなと思いますが、溜箭参与がおっしゃっていたように、営利性ということを考えますと、信託銀行や公益法人と比べると、会社全体として公益に反する決定がなされ得る、そういったインセンティブがあるということは言えるかなと思います。

ただ、どこまでを適正な運営の仕組みというところで取り上げるかというか、どこまでを最低条件とするのかということがやはり問われてくるのかなと思います。その観点からすれば、最低条件としては、アイウエといったところを満たせば適正な運営の仕組みとしては十分であるという判断をすることは、ガイドラインとしては妥当であると個人的には

思っております。これが全体的な話です。

もう一つ、アイウエは妥当だとは思いますが、オは一般的な類型でございます。例えばオの軽量な公益信託であって云々とありますが、軽量な公益信託でなくとも、公益事務の内容云々、その他事務の適正性を確保するための云々に照らして適正な運営を確保する仕組みが確保されていると考えられるものであれば、別に軽量な公益信託でなくとも適正な運営の仕組みが整えられていると言えると思いますので、ややミスリーディングな類型になっているという気がいたします。

むしろ8ページが一番下から11ページまでの記述全体が、オの軽量な公益信託であってというところを削った部分をどういうふうに判断するのかという要素を取り上げているという整理ができると思いますので、行政庁が判断をするに当たって、どのような要素をどういうふうに考慮して判断を下すのかということがより分かりやすくなるような記述になるといいのかなと考えております。

以上です。

○湯浅座長 大塚参与、ありがとうございます。

事務局から御回答をお願いいたします。

○大野次長 御指摘を踏まえて努力してまいりたいと思います。

○湯浅座長 ありがとうございます。

岡本参与、お願いいたします。

○岡本参与 今の点は非常に単純な話で、アが上場会社で、イは公益法人等々みたいな、税法上のあれではないけれども、その辺りになって、ウエオは軽量になって、あとそれ以外となっているのです。アはいいでしょう。イはいいでしょう。ウエオはこういう条件がついたらいいでしょう。最後に、軽量でない公益信託についてはというのがあるので、アイ以外は軽量しか具体的なことが書いていないということになっているわけです。だから、軽量以外でアイ以外のものはどうなるのだろうということに当然なるかなと思っているのだけれども、上記の考え方を踏まえて柔軟に判断となっているので、軽量の場合だけ具体的な規制として3人以上とか、合議制機関が信託行為に定められている非常に必要性が高いものとして、不可欠なものとして入っているというので、軽量だけにより規制がかぶせられているような書き方になっているというふうにも読めるのです。だから、軽量でないものについての具体的な規制内容はないということになっているので、かえって軽量ではなくしてしまう可能性がないかということに危惧するようなところがあります。

今、お答えの中でいろいろ御検討いただけるということなので、その御検討の中で判断していただければ結構ですので、御回答の必要はないですが、以上です。

○湯浅座長 ありがとうございます。

○大野次長 考え方次第というところもあるのですが、具体的な基準があったほうが意味楽といいますか、予見可能性・明確性が高まる。具体的な基準がないと、ああでもないこうでもないと考えて萎縮効果もあると思っております。

けれども、結局のところ最終的には例外といいますか、合議制機関が全体像を照らしてこれでいいとか判断すれば、これがなくてもできるという話も含めて、どういった体制をガイドラインに書くのがいいのか、検討の時間配分も含めてですけれども、考えていく必要があるのかなと思っております。

○湯浅座長 ありがとうございます。

林参与、お願いいたします。

○林参与 同じところに関係して、私の意見だけまず申し上げますけれども、オに関して、軽量があつてついていると思われるものがあるというのはそのとおりで思ったのでというのが1点と、ただ、ウにせよ、エにせよ、軽量という言葉があつてもいいようにも思うし、なくてもいいのではないのかというのは日弁連の中で議論したときもあつたので、それを申し上げるのが1点。

それから、立てつけとしてアイウエは最低限絶対に大丈夫ですよというもので、それ以外はオに行くのだという理解もしたのですけれども、実はオに行く人たちのほうが多いのではないかと思うので、そこはどうか心配しているというのがまず1点です。

逆に、だからといってアイウエに引っ張られて、そっちがデフォルトだみたいになるのは悪い印象を与えるのでよろしくないなという感想だったというのが1点です。

そこでどうするかなのですけれども、率直に言うと、運営があつてもいいのですよ。けれども、ウだと合議制の機関と書かれているものがあつて、それは外してもいいのではないのかとか、エだと同じような結論になるのでしょうかけれども、信託管理人の中に括弧して3分の1ルールとか3人以上とか書かれているけれども、この括弧はなくてもいいのではないのかとか、そういうふうには思ったりします。

ある種の提案は、アからオに対してもう一つ新しいこんなのはどうですかという提案になって、我々は弁護士だし専門家だから、例えば受託者がそういう専門家であつて、信託管理人も専門家であつて、そういう体制を取っているというようなことだと、そういうものを追加するのはどうかみたいな意見は思うので、署名には書かせていただいておりますけれども、そういうものも検討いただいたらなと思います。

以上です。

○湯浅座長 ありがとうございます。

御意見いただいているということでございますけれども、一応事務局から御回答をお願いします。

○大野次長 エの要件が重たいのではないのかという御指摘かなと思いますが、ある意味、例えば公益法人なり社福でもいいですけれども、しっかりしたところが信託管理人になっていればいいですよというような、これはいいですよというゴーサインだと御理解いただければと思っております。

それから、信託管理人が3人以上というのは、国会でそのような議論もありましたということも踏まえてこのようなことを書かせていただいております。こうあつたほうが安心

なのですけれども、そこまであるべきなのかどうなのかというのは、御議論はあり得るところだとは思いますが。

それから、オの話ですけれども、とにかく具体的なニーズといいますか例というのであれば、書いていくことについてはやぶさかではないというところなのですけれども、弁護士ならいいならば、司法書士はどうなのか、行政書士はどうなのかとかいった議論もある中で、現実的なことが書けるかどうかということについては相談させていただければと思います。

○湯浅座長 ありがとうございます。

それでは、大塚参与にまた挙手いただいていますので、大塚参与、お願いいたします。

○大塚参与 ありがとうございます。簡単に補足だけさせてもらいます。

今、アイウエの類型がありますけれども、これは恐らく事業運営型のように、より適正な運営の確保が必要な類型においても、ここまでやっていれば大丈夫という書き方なのだろうと思います。ただ、ほかの丸のところに書いてあるとおり、事業運営型ではなくて助成型といった場合には、恐らく体制整備は事業運営型よりは求められていないということになるかなと思います。

したがって、そういった場合に、アイウエほどは求めないよという記述がどこかにあると、あるいは、そういった場合に、ここまでやっていればいいよとか具体的な例がされると、審査する人あるいは公益信託をつくらうという人に分かりやすいのかなと思いました。

以上です。

○湯浅座長 大塚参与、補足ありがとうございます。

岡本参与、お願いします。

○岡本参与 大分議論があるかなと思ったけれども、僕の趣旨は、できたら軽量というのはたくさんの身近な人たちが自分たちでやっていくというようなことを前提にして考えたら小さいもので、合議制機関を入れなさいとかなんとかというようなことも、本当はそのようなことがなくても済むぐらいの小さいものは、そういうことを考えなくていいですよ。そうではないような、軽量ではないところは合議制の仕組みを入れて、大きな信託財産の運用に対してチェックを入れる仕組みをつくってくださいというのは、僕はリーズナブルだと思うけれども、小さいところについてそのような規制を具体的にしたほうが分かりやすいと。もちろんそれはそうですけれども、小さいところは、そういうようなことについて考えなくても、自分たちでやってください。できるところもあるし、失敗するところもあるでしょうと。けれども、そこについてはちゃんと事業報告書とかそういうことについての規制はあるのだから、そこで公開するというので、社会的に公開していくことでコントロールしましょう、公開性をベースにしたようなコントロールということを考えていくのが僕は原則だと思うので、小さいところについて合議制を入れていくというような発想で適正な管理をつくるということになると、これは軽量ではなくなるというのが僕の考えです。

以上です。

○湯浅座長 ありがとうございます。

定義次第かもしれませんが、今の点について事務局から御回答をお願いします。

○大野次長 できるだけ小さいところでもやりやすいようにしなければいけないという要請には、できる限り対応したいと思います。一方で、小さいところであれば変なことが起こっても問題ないと社会に許されるのか、税制優遇の前提として、小さいところは失敗してもいいよということも含んだ税制なのかということについては、考えておく必要があるのかなと思っております。

さきの国会の審議においても、非常に厳しい御指摘があったところでありまして、悪用される懸念というのはあるものでございます。どこでバランスが取れるのかということにつきましては、先生方の御議論をいただければと思います。

○湯浅座長 ありがとうございます。

吉谷参与、お願いします。

○吉谷参与 重要な意思決定というのがどこまで入るのかということについて、コンセンサスが得られているのかというのがよく分からなかったのですが、私は信託行為の変更であるとか、信託の終了であるとか、こういうのは重要だろうなと思っていて、例えば奨学金を誰に出すかとかいうようなものはここに入らないけれども、選考委員会が必要な場合は必要だ。でも、それはまた別の話ということなのかなと思っていたのですが、岡本参与の話をお聞きしていると、何となく日常の決定についても重要なこととして考えられているような気がして、そこら辺が議論がかみ合っているのかどうかよく分からなかったのです。

私は、ある程度重要な決定をするときに、ここまで必要かどうかというのはちょっと微妙かなとも思わないではないですけれども、セーフハーバーとして設ける分には、何らかの基準があったほうが分かりやすいなどは思っておりました。

以上です。

○湯浅座長 ありがとうございます。

今、重要な意思決定の定義についてコメントがございました。

○大野次長 これも公益事務の内容によって全く異なるということかと思えます。信託行為で書くべきことと、信託行為の下で合議制の委託者なり信託管理人の合意を得てできる話と受託者の裁量でできることのレベル感というのは、事業ごとにいろいろ異なってまいりまして、そういった意味で助成というのは非常に明快で、規律に従って粛々とやっていく分には、重要な意思決定というのはそんなに起こらないのかなという気がしています。

それに比べて、日々の意思決定の積み重ねであるような事業というものもあるでしょうから、その辺りで経営判断に関わるような中身については、少なくとも重要な意思決定ということになるかと思えます。

○岡本参与 御意見ありがとうございます。あらゆる公益信託は、重要な意思決定を必ず

しなければいけない状況が出てくるということはそうだと思うのです。だから、必ず重要な意思決定をせざるを得ないから、必ず合議制機関を置きなさいということにならないか、信託管理人を3人つくりなさいというふうにならないかということ。つまり、日常的な決定について必ずそこで諮らなければいけないということはないだろうとは理解しているのですけれども、あらゆる公益信託について重要な意思決定があるからということ、軽量も含めて、あらゆる公益信託について合議制機関を入れなさいという議論にならないかということをご心配していると御理解ください。

○湯浅座長 そうは書いていないかもしれませんが、そういうふうを受け取れるということですね。

○岡本参与 そうです。

○湯浅座長 承知しました。これは書きぶりというところになるのだと思います。

その他、何かございますでしょうか。

溜箭参与、お願いします。

○溜箭参与 様々な内容というのはやはり難しいのだと思うのですが、ある程度は整理が必要かもしれないなというのがあります。コンプライアンスというのがあるって、事務の適正というのがあるので、本当に何でも入ってくるような感じはするのです。

一方で、税の逃れという本当に違法に行くようなことを止めるということもあるし、私は特にここは注意しなければいけないと思うのは、利益相反と、公益を称して私益に回していく、それを止めるということは大事。私はそこら辺がカバーされればいいのかという気がして、そういう意味では、岡本さんが言うように、わいわいがやがやいろいろなことをやっている。いろいろな人に配って行って、それがうまくいかないというのは、ある程度オープンでいいのではないですかという、それは私も分かる気がするけれども、もしかしたらそこでも意見の違いがあるかもしれない。どういったことを念頭に置くかというのは、もう少し整理があってもいいのかなという気がしていました。コンプライアンスと事務の適正全てとやると、本当にどんでかくなって、どんでん厳しくなっていく気がする。ある程度、どんなことを念頭に置いて、どうメリハリをつけていくのかということを考えてもいいのかなという気がしました。

○湯浅座長 ありがとうございます。

今の溜箭参与の御発言に対して、コメントをお願いいたします。

○大野次長 非常に難しい問題ですけれども、公益信託は公益法人並みの税制優遇が認められている。前提として、公益法人と同水準、水準というのはいろいろな意味があるので言い方は難しいのですけれども、同水準のガバナンスが求められると考えています。水準というのは、公益法人というのは一定のレベルがある。それに対して公益信託の場合は、公益事務の内容に応じたガバナンスという意味で、公益事務が大きく複雑であれば大きなガバナンス、小さければ小さなガバナンスでも構わない。そういったことを込みにして、公益法人と同水準のガバナンスが求められるというのが基本ではないかと思っています。

ですので、公益法人の場合については、理事会なりの機関設計があって、そのときには3分の1ルールがあるとか、そういったガバナンスの機構があります。そうしたガバナンスの機構がない場合、法人が受託者となる場合については、それに代わるものが本当にあるのだろうか。それがないのであったら、それがなくてもいいような公益事務の内容なのかどうなのか、信託行為で、これしかやらないということになっていれば、それはそれでありだろう。そういった意味で、基本的な考え方は公益法人制度の考え方、そこから落としていくのであれば、その落としていい理由というのは一体何なのかというのを考えていく。

今回、行政庁が公益法人と公益信託、同じになります。そういったことも併せても、そういった考え方をするのが一番運営としてやりやすいのだろうなと考えております。

○岡本参与 今の点ですけれども、公益法人と同じようなガバナンスを要求するのであれば、2つ制度をつくる必要が本当にあるのだろうかということになりかねないと思うのです。なので、法制審での議論でいろいろなことがあったけれども、法制審の中でもやはり軽量性ということについては一つのメルクマールとして議論があったと私は理解しているのですけれども、違った制度をつくるということで、その違った制度のポジティブな面をどう考えるのかということがやはり重要で、相対的には軽量でも、つまり法人のような事務所をつくらなくても、専任職員を置かなくてもよくて、法人格もないような形で作るというような、信託の持っている特性に合わせたような形でのガバナンスの仕組みが必要で、小さいところで悪いことをやっていいのかという話がありましたけれども、小さいところだから悪いことをやっていいというわけではないけれども、小さいところで悪いこともやるかもしれないけれども、いいところをやる場所もいっぱい出てきて、例えば中小企業が、ベンチャーでもスタートアップでもそうですけれど、いろいろな形が出てきて、試行錯誤する中でよいものが残っていくということがあるので、必ず事業計画書も出させるし、事業報告書も出させるし、一番小さいものについても、そういう意味での報告義務は諸外国に比べて非常にきつくなっているわけです。そういう一番小さいものについてもきつい報告義務をかけていて、その上でさらにガバナンスについての非常に細かい規制をどんどんかけていくと、そういう意味での新しいチャレンジを支援するという、活力ある社会とかいう話が出てきますが、活力ある社会を阻害することにならないのかということが僕の危惧なのです。

同水準のという言い方での体制整備が必要だということになると、そこは僕は議論はちゃんとするべきではないのかなと。そういう意味での踏襲をする。例えば審査についても、合議制機関をつくって審査してください。助成金をどこにやるか審査してくださいというようなやり方についても、どちらかといえば公益信託で、委託者の意向で主に相対的には個性のあるような例えば助成ができるというような意味での小回りが利くような制度をつくっていくというようなことが公益信託にとっては望ましいのではないかなと考えるので、踏襲するという言い方で、事務作業上、同じことでやったほうがいいのかというのは分かるけ

れども、公益信託であるがゆえのメリットをどういうふうにかかしていくのかということについてのメリットの面を考えていただきたいなと思っております。

○湯浅座長 ありがとうございます。

同レベルという意味合いがちょっと違うかもしれないのですけれども、事務局から御回答をお願いします。

○大野次長 少なくとも、例えば既存の法人さんのガバナンスを利用できるのであれば、それを利用すれば公益信託として新たにつくらなくてもいい。そういった意味では、軽量・軽装備というのは十分機能すると思っております。ですので、公益法人なり信託銀行なりが受託者となる場合に、そんなにうるさいことは言いませんよと。

それから、信託管理人にしっかりしたガバナンスがある。例えば公益法人がついた場合については、やはりこれも受託者の能力、ガバナンスというのはもうちょっと緩めても構わないのではないかと。そういった既存の法人なりのガバナンスを借りてくる、組み合わせることによって、いいガバナンスをつくることによって軽量というのは実現できるのではないかと考えております。

それを超えて、ガバナンス自体が緩くてもいいということではないと考えています。少なくとも同等のガバナンスがあるがゆえに、同等という言葉の使い方があるので、そこは注意が必要なのですけれども、同等の税制優遇がついたという立ってつけでもあるということについては御理解いただければと思います。

○湯浅座長 そのほか、参与の方、御意見ございましょうか。

○岡本参与 信託報酬についての話でもいいですか。

○湯浅座長 特に吉谷参与に信託報酬についてコメントいただけたらと思っていたのですけれども、よろしいですか。

○吉谷参与 もし議論があれば適宜。

○湯浅座長 岡本参与、何かございますか。

○岡本参与 一般的には信託報酬は今回、不当に高くなければいいというストーリーになっていて、これは僕は基本的に妥当だと思っております。それを前提にして、今回の規制についても、相対的には信託報酬については、不当に高額にならないということについては、丁寧に、比較的許容度が大きなガイドラインになっているというふうに読ませていただきました。

ただ、不当に高額というのは、社会通念上、不当に高額というのは、同業他社と比べてそうではないかなというのもあると思うのですけれども、株式会社が受託されるという場合には、株式会社の社員としての利益を最大化することが役員にとっても、それから従業員にとっても、利益を最大化することがやはり義務づけられていると言っていいと思うのです。そういう義務と受託者としての助成義務との間で、少しずれているのですけれども、忠実義務の方向性の違いが出てくるということなので、不当に高額ということについて、かなり許容度が高い議論があるのだけれども、ガイドラインの中では、僕

は基本的には受託者の義務として、公益信託目的を最大限に、つまり想定される受益者の利益を最大化するように義務づけられている忠実義務や善管注意義務があるということを前提にきちんと書いた上で、そういう視点からもある意味では不当に高額であってはいけないという発想があると思うのです。

なので、一般的にかなり緩い規制になっているのだけれども、その辺りについても丁寧に書いていくことが必要なのではないかなと私は思います。信託というのは本来もう無料であるということがあったわけで、それを今回のようにちゃんと報酬が得られるようにするという改正は私は非常にポジティブに受け止めていることが前提なのですが、その上でも、受託者の忠実義務との関係での整理というのを、両方そういう問題があるのだということについてはガイドライン中でも書いていく必要があるのではないかなと思います。

○湯浅座長 ありがとうございます。

前段のほうで受託者の責任をいろいろ書き込もうとしているので、どこにどう書き込むかというところかとは思いますが、事務局からコメントをお願いいたします。

○豊福企画官代理 忠実義務が適正かどうかは別問題としまして、受託者の義務に応じた適正な報酬の考え方は少し検討していこうと思っています。

○岡本参与 その点についても、例えば情報公開性の問題で、共同受託の場合で配分割合について明らかにすることが困難な場合が株式会社でありますという話が出てきていましたが、それは確かにあるのではないかなとは思いますが、けれども今後、株式会社が大規模に公益信託の受託をしていくということも考えられるわけです。例えば自治体からそれを受託して、非営利セクターと株式会社が競合するというような場合も当然考えられてくると思うので、そう考えると、やはりそういう意味での受託者の義務を信託報酬の考え方においてもきちんと打ち出しておくことは非常に大切ではないかなと考えております。

従来の信託銀行は非常に限定的だったので、そういう心配をするということがほとんど必要なかったというか、それを心配する以前の段階で規制されていたと思うのですけれども、この段階で広がるということになると、それを広げるという方向ではなくて、制約する論理というのもきちんと書く必要があるのではないかなと思っています。

以上です。

○湯浅座長 ありがとうございます。

大塚参与、お願いできますでしょうか。

○大塚参与 ありがとうございます。大塚です。

信託報酬につきまして、原則として緩い基準を設けることには賛成なのですが、委託者と受託者の間に特別な関係がある場合については、少し緩過ぎるのではないかと弥永参与の意見書にもありましたけれども、そちらの意見に賛成いたします。

例えば委託者が親で受託者が子であるという場合に、高額な報酬が支払われているとす

ると、これは相続税とか贈与税の潜脱をもくろんでいるのではないかという疑いが生じてくるということになります。

ただ、現在のガイドラインだと、その報酬が類似の業務と比較して社会通念に照らして著しく高額な利益を得ていると判断される場合には、必ず不当に高額というわけではなくて、不当に高額に当たると判断することがあり得るとなっていて、不当に高額かどうかを判断するまでの基準も緩過ぎるし、その上でさらに不当に高額かというのを判断するのはさらに緩過ぎるという気がしています。

例えば特別な関係があるという場合には、類似の業務等と比較して、高額であればなぜ高額なのかという合理的な説明を求める。そういった合理的な説明をできないという場合には、不当に高額だという判断するというくらいでも十分なのかなというか、それくらいの要求が必要なのかなという気がしているということになります。

私からは以上です。

○湯浅座長 ありがとうございます。

ただいまの大塚参与からの御意見に関しまして、コメントをお願いいたします。

○大野次長 御意見ありがとうございます。

この研究会で反対の御意見がないようでしたら、御指摘を踏まえて修正したいと思います。

○湯浅座長 公益法人の2000万円規準と同じようにエクस्पラインさせるということですかね。いかがでしょうか。

○岡本参与 基本的には、僕は先ほど言ったように規制として緩くするというのは妥当であるけれども、原則的な考え方、かつ分かりやすく公開するということの公開性の水準を高めるということがコントロールのためには非常に重要であるという判断です。共同受託の割合なんかは明らかにしなくても僕は全然構わないと思いますが、全体についてどれだけもらっているのかということができるだけ、それは人件費と混ざっているのではっきりすることができませんということはずっと言い続けていくのが本当に妥当かどうか、僕はよく分からない。

従来は、法人が受託業務との間で分け方が困難だという説得がされてきているのだけれども、委託業務として受けたとしたら、その業務において利益率はどれだけなのですかということについては、普通は株式会社が明らかにすると思うのです。この事業を委託したらどれだけの利益率があるのですかということを経主から問われたら、それ自身についての考え方を一応数字で示すことをされると思うのです。そういう意味で言ったら、ずっと信託報酬の割合についてだけを取って、それだけの割合を明らかにすることができないということを規制上の前提とすることは僕はできないのではないかなと思います。

それが現状で移行することによって妥当性があるということは僕は理解しているので、それを今、即明らかにするということが必要だと思っているわけではないのですけれども、信託報酬については、できるだけその内容について明らかにして、公開するというところに

ついでに規制の方向というのは僕はどちらかというと規制強化派かもしれませんが、公開性を高める方向での努力をすべきだという意見です。

以上です。

○湯浅座長 御提言と理解をいたしました。

信託報酬の高額なものについての説明を求めるということに関しましては、参与の皆様いかがでしょうか。

吉谷参与、お願いします。

○吉谷参与 高額なものについて説明を求めるというのは、特に異論はないのですけれども、高額とは何なのだとするところがあまりよく分からない。要するに相場を逸脱しているということなのだと思うのですけれども、信託においては、もともと費用は信託財産から出すことができるということがまず前提となっていて、その上で信託行為に記載されている信託報酬については、受託者が得ることができる。

その信託報酬の考え方は、我々は営利企業なので、ビジネスの相場というようなものがある。競争原理の中で報酬はある程度決まってくるわけです。そこで従来はあるべき最低水準さえも、営利企業としての水準も満たされていなかったということが問題となっていたわけですので、相場であるということを示すのが、確かに新しく公益信託をやる方々にとってなかなか難しいのかもしれないという気はしているので、ただ、そうは言っても常識的な範囲というものはあるとは思っていますので、その常識をどの辺に設定するかということでコンセンサスが得られるのかどうかという気がちょっとした話です。

○湯浅座長 ありがとうございます。

スタディーするしかないということですね。承知をいたしました。

それでよろしいですか。

○大野次長 この辺りも相場が形成されてくればもうちょっと書き込める余地もあるとは思いますが、現時点ではこの程度であるということになります。

それから、岡本参与からありましたけれども、できる限り信託報酬の中にも明らかにすべきという話と、そこまでやるのは営利企業の競争上の利益にも反するという話との兼ね合いの中で、全体の設計をどうしていくのかということかと思ひまして、できる限り透明性を高める方向で取り組んでいきたいとは思っておりますが、その結果として今の書き方になっているということで御理解いただければと思います。

○湯浅座長 ありがとうございます。

それでは、大塚参与、せっかくの御提言でございますけれども、ぴたっと御回答できないような状況でございますが、何かコメントございますでしょうか。

○大塚参与 大塚です。

特別な関係がある場合は、先ほど言ったとおりです。

ほかの点につきましては、例えば複数受託者がいる場合に、それぞれの配分については明かさないとすることもあり得るかなとは思いますが、これはまさに信託銀行が共同受託

しているという場合で、それが合理的で、かつ明かさないことも合理的であるという場合に限って、例外的にそういう取扱いが認められるということにすべきかなと思います。複数受託者がいる場合に、原則明かさなくていいよみたいな話ではないような気がしますので、あまりこういったところの取扱いをいろいろなパターンにまで拡大するようなガイドラインにはならないほうがいいと思っております。

取りあえず気になった点はこれくらいです。

○岡本参与 今の点ですが、株式会社だから営業の秘密があるというようなことで、それが許されるという言い方になるのはよくないと。普通の公益法人の場合とか一般社団の場合は明らかにしなければいけないけれども、株式会社だから競争上の営業上の秘密があるからというような論理はおかしいと私は思います。ほかのあらゆる団体もそれぞれのいろいろな事情はあるのであって、それを競争上の営業上の秘密だからという形で、だから共同受託の割合を明らかにしなければいけないというのを、株式会社は信託銀行ばかりではないので、もっともっといろいろな株式会社が今後入ってくる可能性があるので、それを一般化するのはやめてほしいと思います。

○大塚参与 今の点、営業上の秘密だから株式会社一般に広げようという話ではなくて、信託会社が共同受託しているときに、その配分を明かさなくても変なことはしないだろうという一種の信頼があるから、例外的にこういった取扱いを認めてよろしいということだろうと思います。

要は共同受託者の一部が、公益信託から不当な利益を得てしまうという可能性がなくなってしまうので、共同受託しているからその額を明かさなくていいということで、審査をすっぽ抜けるということは望ましくありませんので、まさに大丈夫だろうというケース以外は、基本的には明かすべきなのかなと私も思っております。

○湯浅座長 ありがとうございます。

資料4の23ページぐらいの記載ですかね。

御提案に対して、事務局から御回答をお願いします。

○大野次長 今の話でございますけれども、ガイドライン案イメージのところでは別に株式会社だからという言い方ではなくて、不当な利益を与えるような疑念が払拭される場合には許容され得るという考え方を示しているつもりでございます。

○湯浅座長 あくまで信託銀行さんの実務を踏まえて、どんな受託者でもこういった形で、ポリシーさえ示されていれば、個別の配分額は示さなくてもいいというような整理ではあるということですね。

○豊福企画官代理 信託銀行にいた人間としてお話ししますと、共同受託の場合、原則的には各共同受託者間で信託報酬の分け方というのは信託契約の中でうたわれております。ただ、極めて特殊と言ったら語弊があるかもしれませんが、一部の信託銀行さんの中では子会社の信託銀行さんを使われておまして、ここで有価証券の管理運用信託のようなものをやられております。そのときだけは、取引の件数ですとか取引の総金額ですと

か、そういった年間を通じた取引ボリュームに応じて信託報酬の分け方を算定されておりまして、個別の1件ごとの信託契約においては算定ができないといった事情があるということの一つの事例としてお伝えしておきます。信託銀行のほうでも、共同受託の場合というのは報酬の分け方はどこかで規定されているのは原理原則と理解しております。

○湯浅座長 補足ありがとうございます。

林参与、お願いします。

○林参与 個別の不当に高いかどうかという議論は皆さんがおっしゃるとおりだと思って、そこはそれほどではないのですけれども、一応確認というか、賛成の意味での確認であるのですけれども、要するに報酬の中に費用が含まれる場合があるということで議論していて、正直言うと一瞬混乱しそうになるなという面もあるのですけれども、本来の信託法の立てつけは、報酬は報酬で、費用は費用で、立て替えて請求するか、前払いなのか、どちらかだけだから、それをベースに考えつつも、一定の場合に実務的な必要性もあって、総収入というもののの中に費用も含むのだという、それがあるのだというのは一応分かるので、その場合には明確に、信託行為の中にこれこれこの費用は報酬に含んで計算しますと書かれるのであったら、それは十分透明性もあっていいのかなと思ったので、基本的な意見はそうですということをお伝えしたいのと、ただ、報酬の中に費用を含んだときに、高い低いのベースはどこに持っていくのかというのはジャンルによるいろいろなあるよと思うので、例えば今みたいな話でも、受託者が第三者に何らか委託するようなときは、本当は委託費用で別に立ててもいいのしょうけれども、報酬に入れるのですという人たちもいるかもしれないし、場合によるのだろうと思うのだけれども、受託者の報酬が高い低いの話ですよね。そこはどこに行ったのかなという素朴な疑問はあるので、その辺りも踏まえて明確になるようにしていただけたらいいかなと思いました。

以上です。

○湯浅座長 ありがとうございます。いろいろ検討の余地があるということでございます。

その他の参与の方、何かございますでしょうか。

○岡本参与 どういう議事なのかちょっと分からなくてあれなのですけれども、一応ガイドラインついて、営利競合の問題についての注記が公益法人から流れてきているのがあって、営利競合については去年のガイドラインの研究会でもかなり議論があったところだと思います。その問題について、もう一回ここでゼロからやるということをあえて定義をする必要があるのかどうかというと、僕としては本当はやりたいのだけれども、そういうような時間はありませんという話になるのではないかと思います、一応意見書として出しましたので、意見書のほうにつけてございますので、ぜひ御検討いただきたいと思います。

○湯浅座長 ありがとうございます。

公益法人とパラレルな関係というところなので。

その他何かございますでしょうか。

黒田参与、生野参与、何かございますでしょうか。大丈夫でしょうか。

次のテーマに入らせていただきます。続きまして、「(2) 財務規律・会計について(今後の検討方針)」でございます。これについて事務局から御説明をお願いいたします。

○豊福企画官代理 それでは、資料の23ページになります。

参考といたしまして、公益信託の財務規律／情報開示・会計の在り方について、今後の検討方針ということでペーパーを作成しております。

公益信託につきまして、法人のような独立した会計基準は設けずに、ガイドラインの中で適宜明記するという形で方針を進めております。その方針を踏まえまして、今後、8月、9月、10月の3回に分けまして、ガイドラインの策定の中で議論を進めていくこととしております。

そういう観点で、3点ほど少し書いておりまして、基本的な考え方としましては、公益法人の財務規律とか会計基準を基本に、信託特有の事情や軽量の観点からの見直し等や簡素化を進めていくような考えを取っております。

2点目としましては、議論すべき事項としまして、現時点における想定でございます。これは公益信託における信託法第37条第1項の書類、いわゆるよく帳簿という言葉が出てきておりますが、この帳簿の在り方ですとか、同じように第37条第5項の書類、こちらの関係でどう整理するかということをし少し論点として考えております。それとともに、計算書類の表示科目につきましても、特定資産公益信託と通常の公益信託での切り分けの議論が必要かと思っております。最終的に、別表の形式につきましても、適宜作成しながら提示していく予定にしております。

3点目は検討方法となりますが、信託銀行各社さんとの間で個別に現在行っている事務につきまして、書類の作成とか計算の事務につきましてヒアリングを行いながら進めております。実態をきちんと我々も理解するという目的で、各社さんの事務を今、精査しているところでございます。

それとともに、会計の専門家、参与の先生であれば松前先生ですとか弥永先生につきましていろいろな御意見とか御相談をしながら、実務的に支障がないようなものを極力作成するように進めていく予定にしております。

私のほうの説明は以上になります。

○湯浅座長 ありがとうございます。

特段個別の議論をするたたき台がないので、方向性だけというところになりますけれども、何か御意見等ございますでしょうか。

○岡本参与 今後の審議の進め方についての関係なのですけれども、会計についての御審議をここでやるということ、つまり、いろいろなヒアリングをした上で、この研究会で会計についても議論するという理解でよろしいでしょうか。

○湯浅座長 そのようなことでございます。

○岡本参与 であれば、この中に会計の専門家の参与というのは、少なくとも多くはない。そういう意味で、ほかの会計の専門家でない参与も、事前に自分の周辺で会計についての

ヒアリングをしたりする中で、議論に生かせるような努力をしたいと思いますので、大変申し訳ないのですけれどもできるだけ早く資料を配付していただきたいと。審議を実質化するような努力をお願いしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○豊福企画官代理 頑張ってますので、よろしく願いします。

○湯浅座長 その他何かございますでしょうか。

なかなか何を発言されたらいいか分からないようなところでございまして、今、御説明があったとおりに進めさせていただきたいと存じます。

続きまして、「ワークショップ・調査研究につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 ワorkshop・調査研究に関しては、事務局の松井より御説明させていただきます。

まずワークショップに関してです。

こちらに関しては、先ほどからも議論があるとおり、まさにガイドラインの策定の中で、制度ありきではなく、一定事業者の事業モデルを前提にガイドラインの検討がされるべきであると理解しております。

また、もう一点、ワークショップ実施の目的として、来年4月に施行された場合に、多くの団体が引用・参照できるモデル事業の創出といった観点の2点を主な目的として実施していきたいと考えております。

実施概要としましては、まさにタイトなスケジュールの中で中身を詰めている真っただ中なのですが、ワークショップという立てつけで1回だけの開催というよりは、全3～4回のプログラムといった形で、実行団体、受託者となる団体に制度を理解していただいた上で、事業の内容ですとか申請の準備といったところを共にやっていくような内容を検討しております。具体的には括弧の中身あるような形で、制度の勉強会、委託者のヒアリング、事業案の検討、申請書の準備といったところを通じて、事業案の提言ですとか制度に対する課題もしくは提案をいただきたいと考えております。

1点補足として、委託者のヒアリングと入れていますが、ここはただ委託者だけではなくて、例えば信託管理人といったところの関連するステークホルダーを踏まえて、事業の内容もですし、どういった関係者の座組があるのかといったところの提案もいただきたいと考えております。

実施時期は9～10月としておりますが、内閣府としても初めての取組のため、まずは一定団体を絞った上でモデル創出を行った上で、それ以降は行わないというわけではなくて、民間のイベント等における出張での講座ですとか、内閣府で年明け以降行う中でも、より広い団体を対象としたものをしていきたいと思いますが、まずは初期的な試みとして9月、10月というところを1回目の実施とさせていただきたいと考えております。

参加団体としましては、広い団体にももちろんお声がけしたいものの、まずこの中ではコミュニティ財団ですとか中間支援団体といったところを想定しております。その心としま

しては、ガバナンス、コンプライアンスが整った大きい団体の意見だけを聞きたいというよりは、個別の課題というよりは、一定地域の課題ですとか、例えば子供食堂の領域における共通した課題もしくは事業といったところの意見を吸い上げることで、より広い団体の活動に資するモデル形成ですとか課題の抽出につながれば良いなと思っております、そういった観点でコミュニティ財団ですとか子供食堂、またフードバンクといったような中間支援領域といったところの御協力をいただきたいと考えております。

内閣府の事業にはなりますので、一定公募の手续等を取った上で、団体選定というのは委託する事業者のほうで行っていくことを予定しております。

以上がワークショップに関してです。

もう一点、調査研究に関しては、こちらも今の制度の検討の中で、まさに受託者における要件といったところが主な主眼となっておりますが、両面として、委託者において、公益信託という受皿を使いたいと考える委託者のペルソナですとかニーズ、動機がどういったところにあるかといったところの理解の向上が併せて必要であると考えております。

加えて、ここは附随的な調査の目的となりますが、自民党の新資本の提言の中でも、日本版DAFなるものの提案もなされていることから、こういった受皿として公益信託も一つのツールとなることが考えられるため、こういった寄附文化の醸成に向けた、特に富裕層を中心とした寄附者の実態の把握というところを深く理解する必要があるというところが調査研究の目的となっております。

こちらに関しては、主にこういった寄附に対するモチベーションもしくは既に実績を持っている富裕層を対象に、こういったペルソナなのかですとか、こういった寄附に対する動機、また、領域に関する関心があるのかといったところを調査を通じて明らかにしたいと考えております。

活動内容としては、主にはなかなか定量的に100人、200人集められる母数ではないため、主にはヒアリングを通じた個別ケースを通じた実態の解明というところが中心になると思いますが、ほかに定量調査ですとか関連する事例の調査といったところを想定しております。

こちらに関しては9月から年明け3月までの実施を予定しておりますが、スケジュールにも記載しているとおり、一定ヒアリングで得られた示唆を基にガイドラインの検討材料にもできればと考えておまして、中間報告といった形でまたこちらの調査結果を施行準備研究会の中でも報告していきたいと考えております。

ワークショップ・調査研究に関しては以上となります。

○湯浅座長 ありがとうございます。

ただいまの御説明に関しまして、皆様から御意見等々いただきたいと存じます。何かございますでしょうか。

○岡本参与 意見書のほうの最初のところに書いてあります。

ワークショップの実施時期が9～10月ということで、その結果をガイドラインに生かし

ていくのはかなり難しいなど、大変だろうなと思います。かなり根本的に変えるというようなことは、この時期になると非常に難しそうなので、かなり心配しています。

そういう意味では、かなりモデルケースは面白いのではないかなと思うのですが、参与がどういう形で関与するのかということについても教えていただけたらと。別に今ではなくていいので、今後の事業実施計画の中で教えていただきたいということ、スケジュールの関連で教えていただきたいということです。

それから、横展開という話があったので、早く言えば関心を持っている同じようなほかの団体も、それについて聞きながら勉強していくということもできるので、そういう場にもしていただけたらいいなと思います。つまり、個別に聞いて、内閣府だけで情報を集めますというのではなくて、もうちょっと広い形でやっていただけたらということが1点です。

それから、調査研究についても、日本版DAFとかいう話が出てくると、かなり大きな問題に関係してくるので、裁量権の問題とか、公益事務のさっきの残余の公益信託の問題とかも結構重要だと思いますので、例えば大西たまきさんなんかは論文をいろいろ書いておられるので、ヒアリングしたりとか、溜箭先生も専門なので、そういう意味で言ったらヒアリングなんかにしていただいて、我々もその機会を公開してもらったらお聞きすることもできるかなと思ったりしているので、ちゃんとガイドラインの議論に生かせるような公開性と、参加者の多元性と、それから時期の問題について、ぜひ御判断をして計画していただけたらと思っております。

以上です。

○湯浅座長 ありがとうございます。

何かコメントございますでしょうか。

○事務局 御意見ありがとうございます。

まず公開性の観点に関しては、特にワークショップに関しては、それが例えばリアルタイム配信されることで何か意見に弊害を及ぼすみたいなことは少し懸念されるので、もちろん報告書であったりとか、あと参加いただく団体といったものは公開した上で、それを前提とした資料の提出を求めていきたいと思えます。

また、当日に全く関係ないといえますか、かなり広い方を呼ぶということもちょっと難しいかなとは思いますが、もちろん参与の方ですとか、あとは現状想定して相談しているのは日本ファンドレイジング協会とか、制度の観点だけではなくてファンドレイジングといった観点でもアドバイスいただきながら議論したいなと考えていまして、そういった観点での専門性を有した方の御参加というのはまた御相談できればなと思っておりますので、検討していきたいと考えております。

○大野次長 若干補足いたしますと、ワークショップの参加者にも負担をかけるような形で取り組んでいきたいと思っております。これも一定程度の公開性というのは当然必要なので、ユーチューブで流すとかいうことはさすがに弊害も大きいということも

ありますので、そこは参加者の御意見も踏まえつつやっていきたいと思っております。

参加団体等につきましては、あまり特殊なところというよりも、やはり中間支援的な団体さんが多いかなと思っております。先日来、岡本先生からも、本当にこれで信託行為をつくれるのかという議論もありましたし、信託管理人の選任について中間支援団体が重要だというような意見書も頂いております。いずれにしろ、公益信託の活用に向けては、信託銀行が受託者となる枠組みは一つの類型としてあるとして、まさに草の根の公益活動においてどうガバナンスを確保していくかについて、中間支援組織の役割が重要になると考えています。中間支援組織をどうやって巻き込んでいくのかを考えていかなければいけないと考えております。公益法人が公益信託の受託者となることは、想定しにくいと考えているのですけれども、特に公益法人ですとコミュニティ財団といったところが核となって、座組をつくって、寄附をしようとする者と受託者をつなげて、ガバナンスをどう確保していくということがあり得るのではないかと。その意味で、こういった方々が重要になると考えています。

私どもとしては、このワークショップはワークショップとしてやるのですけれども、それ以外にも窓口を広げていろいろな話をお伺いしていきたいと考えておりますので、引き続きよろしくお願いいたします。

○岡本参与 ありがとうございます。

関連してですけれども、今回ガイドラインの意見のフォーマットが出ましたよね。あれについて、ある程度知見を持っている人にお聞きしたりしたことについて、そういう意味では、参与の意見というだけではなくて、少し広げて意見を出していただくというか、パブコメのときはもちろんあると思うのですけれども、早いほうが生かせると思うので、そういう形での意見も出させていただくつもりなので、またいろいろ御検討していただけたらと思っております。よろしくお願いいたします。

○湯浅座長 そのほか何かございますでしょうか。

○豊福企画官代理 オンラインの松前先生から、話をしてほしいというのが来ましたので、私のほうからお話しさせていただきます。

資料1の16ページ、受託者の能力（経理的基礎）の3つ目にあります公益信託の信託財産の情報開示の適正性を担保するということでございます。こちらにつきまして、先生のほうから伝えてほしいということが4点ございました。

1点目は、この矢羽根のところ辺りは、いわゆる法人の考え方を採用しているところでございますけれども、先生のほうから、公益法人と公益信託とでは別の基準を設けたほうがよろしいのではなかろうかということ意見をいただいております。

2点目は、会計監査人の意見というのは、法律的な規定がない中で、どのような意見を求めるかというのは検討が必要ではなかろうかという御意見でございます。

3点目は、公認会計士の関与につきましては、いわゆる公認会計士の業務、法定業務との整理が必要になるのではなかろうかという御意見をいただいております。

最後、4点目には、信託管理人と受託者の経理的基礎とか、受託者のガバナンスのレベルですとか、あと信託財産の規模とか、こういったものに関連しまして、全体的な整理というのは行ったほうが理解しやすいのではないのでしょうかといった意見をいただいております。

以上でございます。

○湯浅座長 ありがとうございます。

これは回答しますか。

○大野次長 松前先生の御意見も踏まえてやっていきたいと思えます。

特に公認会計士の監査となると、いろいろと大変なことになってしまうのですけれども、公益法人並みに巨大な事業型の公益信託が出てきたら、私は公認会計士の監査のようなものが必要だと思っています。ただ、そのような公益信託がすぐに出現するとは考えておりませんので、現実的な必要性等々に応じて検討を進めたいと考えています。その際には当然ながら公認会計士協会ほかの関係団体ともよく連絡調整をしながら進めていきたいと思っております。その上で、受託者の能力につきましては、松前先生の御指摘も踏まえて検討してまいりたいと思えます。

○湯浅座長 ありがとうございます。

皆様の御協力のおかげで議論の進捗がスムーズに進みましたので、時間も多少ございます。振り返って何かもうちょっと議論したい、もしくはコメントしたいことがございましたら、今おっしゃっていただければ、時間は多少ございます。いかがでしょうか。よろしゅうございますか。

○岡本参与 大沢ではなくて大西たまきさんなので、僕の資料の名前が間違っていたので、そこだけ訂正のほうをよろしくお願いします。

○湯浅座長 局長から何かコメントございましたら。

○高角局長 特に事務局からのコメントに追加するようなことはないのですが、ガイドラインも細部にわたっていろいろな気づき等あると思えますし、時間の制約もあって、全てをこの場でというわけにはいかないものですから、個別に御意見もいただきながら進めていきたいと思えます。最初から完璧なものをつくれるかという、そこもなかなか限界があるのではないかと考えておりますので、まず最低限スタートするに当たってこのぐらいのものを整える必要があると。その上で、その後のバージョンアップということも念頭に進めていくことに、実務上ならざるを得ないのではないかと考えております。その辺りも含めて御検討いただければ幸いです。

以上でございます。ありがとうございます。

○湯浅座長 ありがとうございます。

それでは、本日の議論が一段落したというところございますので、皆様方には御意見いただき誠にありがとうございます。

皆様からいただいた意見などは、事務局で整理いたします。

以上で議事関係は全て終了いたしました。

それでは、最後に事務局から何かございますでしょうか。

○豊福企画官代理 4点ほど事務連絡を申し上げます。

1点目、本日の会議資料とか議事概要、議事録につきましては、公益法人informationにて公表する予定でございます。

2点目でございます。ガイドラインにつきましては、幅広い意見を聞きつつ検討を進めたいと考えております。会議資料について、ホームページで意見を受け付けることにする予定にしております。一つ一つの御意見に回答をつけることはできませんけれども、事務局において検討の参考にするとともに、研究会にも御報告をさせてもらおうと思っております。

3点目でございます。本日御発言し切れなかった御意見につきましては、メール等でいただければ、次回の研究会にまとめて御提示させていただき、議事録等に記録することを考えております。

4点目でございます。次回の研究会は8月22日金曜日の13時から開催させていただく予定にしております。

以上、事務局の報告でございます。

○湯浅座長 ありがとうございます。

それでは、多少早うございますけれども、これで第6回「新たな公益信託制度の施行準備に関する研究会」は終了とさせていただきます。

皆様方には、積極的な御議論をいただきまして、ありがとうございました。